

別表第一（第二条、第四条関係）

事業の区分	第一種事業の要件	第二種事業の要件
<p>一 条例第二条第二項第一号に掲げる事業</p>	<p>イ 道路の新設の事業（車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>	
	<p>ロ 道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が四以上であるものに限る。）の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	
		<p>ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域内を通過する道路の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、当該地域内の施行区間の長さの合計が二キロメートル以上七・五キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）</p>
		<p>ニ この項ハに規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに四以上の車線を増加し、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さの合計が二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>

	<p>ホ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別保護地区内並びに自然環境保全条例（昭和三十七年宮城県条例第二十五号）第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内を通過する道路の新設の事業（車線の数が二以上で、かつ、当該地区内の施行区間の長さの合計が一キロメートル以上のもの（車線の数が四以上のもので、かつ、施行区間の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）</p>
	<p>へ この項ホに規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が二キロメートル以上のもの（新たに四以上の車線を増加し、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）</p>
	<p>ト 自然公園法第二十条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域（特別保護地区を除く。）内、県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第十条の規定により指定された自然公園の特別地域内並びに自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域（特別地区を除く。）内及び同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域内を通過する道路の新設の事業（車線の数が二以上で、かつ、これらの地域内の施行区間の長さの合計が五キロメートル</p>

		以上のもの（車線の数が四以上のもので、かつ、施行区間の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。）に限る。）
		チ この項下に規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業（新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分（拡幅後の車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が七・五キロメートル以上のもの（新たに四以上の車線を増加するものを除く。）に限る。）
二 条例第二条第二項第二号に掲げる事業	イ 河川管理施設等構造令（昭和三十五年政令第九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるダムの新築の事業	貯水面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるダムの新築の事業
	ロ 計画 <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水区域（以下単に「 <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水区域」という。）の面積（以下「 <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積」という。）が七十五ヘクタール以上である堰の新築の事業	<sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ハ 改築後の <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、 <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積が二十ヘクタール以上であり、かつ、 <sup>たん</sup> 湛 <sup>せき</sup> 水面積が十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種事業に該当しないものに限る。）

	<p>ニ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が七十五ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業</p>	<p>湖沼開発面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業</p>
	<p>ホ 七十五ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>	<p>二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
<p>三 条例第二条第二項第三号に掲げる事業</p>	<p>イ 鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。この項のイの第三欄において同じ。）の事業（長さが七・五キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）</p>	<p>普通鉄道の建設の事業（長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。）</p>
	<p>ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のロの第三欄において「鉄道施設の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>
	<p>ハ 新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下同じ。）の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）</p>	<p>新設軌道の建設の事業（長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）</p>

	<p>ニ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のニの第三欄において「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが二キロメートル以上七・五キロメートル未満であるものに限る。）</p>
<p>四 条例第二条第二項第四号に掲げる事業</p>	<p>イ 風力発電所の設置の工事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>風力発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。）</p>
<p>ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>風力発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ハ 火力発電所の設置の工事業（出力が七万五千キロワット以上であるものに限る。）</p>	<p>火力発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満であるものに限る。）</p>	
<p>ニ 火力発電所の変更の工事業（出力が七万五千キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>火力発電所の変更の工事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満増加するものに限る。）</p>	
<p>ホ 太陽電池発電所の設置の工事業（出力が三万キロワット以上又は開発面積（開発行為に係る土地の形質が変更される区域に限定されない一団の土地の面積をいう。以下同じ。）が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>太陽電池発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>	

	<p>へ 太陽電池発電所の変更の工事業業 (出力が三万キロワット以上増加又は 開発面積が七十五ヘクタール以上増加 するものに限る。)</p>	<p>太陽電池発電所の変更の工事業業(事業実施区 域内に環境保全の観点から法令等に指定された 地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以 上七十五ヘクタール未満増加するものに限る。)</p>
<p>五 条例第二条第二 項第五号に掲げる 事業</p>	<p>イ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃 棄物の最終処分場の設置の事業(埋立処分 の用に供される場所(以下「埋立処分場所」 という。)の面積が二十五ヘクタール以上 であるものに限る。)</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の 最終処分場の設置の事業(埋立処分場所の面 積が十ヘクタール以上二十五ヘクタール未 満であるものに限る。)</p>
	<p>ロ 一般廃棄物の最終処分場又は産業 廃棄物の最終処分場の規模の変更の事業 (埋立処分場所の面積が二十五ヘクタ ール以上増加するものに限る。)</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最 終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の 面積が十ヘクタール以上二十五ヘクタール未 満増加するものに限る。)</p>
<p>六 条例第二条第二 項第六号に掲げる 事業</p>	<p>公有水面の埋立て又は干拓の事業 (埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋 立干拓区域」という。)の面積が四十ヘク タールを超えるものに限る。)</p>	<p>公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立干拓 区域の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタ ール以下であるものに限る。)</p>
<p>七 条例第二条第二 項第七号に掲げる 事業</p>	<p>土地区画整理事業(施行地区の面積が 七十五ヘクタール以上であるものに限 る。)</p>	<p>土地区画整理事業(事業実施区域内に環 境保全の観点から法令等に指定された地域 があり、かつ、施行地区の面積が五十ヘクタ ール以上七十五ヘクタール未満であるもの に限る。)</p>
<p>八 条例第二条第二 項第八号に掲げる 事業</p>	<p>二以上の住宅の用に供するための敷地 及びこれに隣接する緑地、道路その他の施 設の用に供するための敷地として造成さ れる一団の土地(この項の第三欄において 「住宅団地」という。)の造成の事業(開 発面積が七十五ヘクタール以上であるも のに限る。)</p>	<p>住宅団地の造成の事業(事業実施区域内 に環境保全の観点から法令等に指定された 地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタ ール以上七十五ヘクタール未満であるもの に限る。)</p>

<p>九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業</p>	<p>イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園及び自然公園法第二条第一号に規定する自然公園以外の公園（自然維持が目的のもので、かつ、土地の形質が変更される面積が五ヘクタール未満のものを除く。この項のイの第三欄において「公園」という。）の設置の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>公園の設置の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
	<p>ロ 運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設（この項のロの第三欄において「運動施設等」という。）の設置の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>運動施設等の設置の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
<p>十 条例第二条第二項第十号に掲げる事業</p>	<p>畜産農業（養蚕農業を除く。）、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業、飛行場業、卸売業、小売業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（旅行業及び娯楽業を除く。）、医療、福祉、教育、学習支援業（社会教育を除く。）、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）又は公務に係る一又は二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成</p>	<p>工場・事業場用地の造成の事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）</p>

		される土地（以下この表において「工場・事業場用地」という。）の造成の事業（開発面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	
十一 条 例 第 二 条 第 二 項 第 十 一 号 に 掲 げ る 事 業	第 三 条 第 一 号 に 掲 げ る 事 業	イ 土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は岩石（以下「土石」という。）の採取（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内における採取を除く。以下同じ。）の用に供する場所及びこれと一体となって設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業、土石の採取その他の作業に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所（以下「土石採取場」という。）の新設の事業（土石採取場の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	土石採取場の新設の事業（土石採取場の面積が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
		ロ 土石採取場の増設の事業（土石採取場の面積の増加が七十五ヘクタール以上であるものに限る。）	土石採取場の増設の事業（土石採取場の面積の増加が二十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。）
	第 三 条 第 二 号 に 掲 げ る 事 業	ハ それぞれの事業の要件となる面積をそれぞれの事業の第一種事業の要件とされる面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となる複合事業	それぞれの事業（土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造成の事業にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。）の要件となる面積をそれぞれの事業の第二種事業の要件とされる面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となる複合事業（第一種事業に該当しないものに限る。）



## 備考

- 一 「運動施設」とは、陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、ゴルフ場、スキー場、スケート場、乗馬施設、サーキット場その他これらに類する施設をいう。
- 二 「遊戯施設」とは、競馬場、競輪場、遊園地その他これらに類する施設をいう。
- 三 「休養施設」とは、キャンプ場、別荘地その他これらに類する施設をいう。
- 四 「教養施設」とは、動物園、植物園、水族館、博物館、野外劇場その他これらに類する施設をいう。
- 五 十の項の第二欄に掲げる産業の分類は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類による。
- 六 「環境保全の観点から法令等に指定された地域」とは、次に掲げる地域をいう。
  - イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園
  - ロ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区
  - ハ 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園
  - ニ 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域